

2025.4.24

新品か中古品かの 判断基準

Q

セミナーでのご質問

私は販売会社の営業社員です。

A社からの注文キャンセル品を当社で在庫としていましたが、この度B社に販売することが決まりました。B社はこの機械装置を新品として優遇税制を活用する意向ですが、「新品」として判断してよろしいでしょうか。

A

キド先生からの回答

即時償却や30%特別償却が活用できる優遇税制の対象設備は「新品」であることが要件です。そして新品とは、租税特別措置法に「製作後、事業の用に供したことがないこと」と規定されています。ご質問のようにキャンセル品がB社において、新品か、中古品かの判断は次のように取り扱われます。

■キャンセル在庫の取り扱い

	A社注文キャンセル時の 使用状況	返品後の販売会社の 使用状況	B社購入時の 優遇税制の適用可否
①	使用返品の場合	中古在庫品	× 不可
②	未使用返品の場合	デモ専用機（固定資産） として使用	× 不可
③		未使用在庫品	○ 新品として可

キド先生からのコメント

要するに他のユーザが一度でも事業で使用していたり、販売会社で固定資産としてデモ専用で使用していれば、原則として「中古品」として判断されることになります。そのため、後でトラブルが起こらないように、機械の使用状況をB社によく説明する必要があります。

